



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.3

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Brazil, Estonia, Hungary, Mexico, Netherlands, Poland, State of Palestine, **Ukraine**, and Venezuela

第25回ローマ規程締約国会議は、

国際刑事裁判所に関するローマ規程を想起し、

ロンドン憲章の採択と国際軍事裁判所の設置を想起し、

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）を想起し、

ルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）を想起し、

カンパラ改正を想起し、

独立専門家パネル（IER）の設置を想起し、

国際法委員会に好意を表明し、

国際社会に多大な影響を与える犯罪が起り続けている現状を認識し、

ICCやICC職員に対しての政治的圧力・制裁を遺憾に思い、

実行能力が低く、ICCの司法の独立性や安全性が脅かされることとなっている現行の体制を不安に思

い、
ローマ規程非締約国に有利となるような規程の不備かつ国際的に公正に犯罪を裁くことができない現行の体制を不安に思い、

1. 国際刑事裁判所に対し、「締約国裁判制度」の設立及び以下の昨日の付帯を要請する：

a. 逮捕状発行後、逮捕以前で行い、被告を含め逮捕の正当性を締約国内で確認するもので、被告の出廷絶対に法的拘束力を持たせる制度

b. 被告は非締約国に属するものでも構わないが、弁護国は締約国内から無作為に選出される、

c. 被告側としては自分の行いの正当性や無実を訴えることができ、認められれば逮捕状を無効化することのできる制度

d. 執行力の向上に役立つ制度

d. 国際社会全体の総意を被告に直接的に表明するという役割も持ち、社会的孤立という非武力的な制裁を与える制度

e. 調査や逮捕に応じない場合の、被告本人や協力者の資産凍結や渡航禁止の措置

f. 裁判官は論点とする事件に関係しない中立国から選出し、判決に対して締約国のみが秘密投票で賛否を表明することができる制度；

2. 国際刑事裁判所に対し、「司法の運営に対する罪」や「侵略犯罪」といった、非締約国に適用されていなかった犯罪の種類に対しての管轄権を拡大するよう要請する；
3. 加盟国に対し、ICCを介さず自国内で裁判を行う場合の判決プロセスの提出義務化をするように促す；
4. 加盟国に対し、補完性原則に関してのICCの介入基準の明確化を行う；
5. 国際刑事裁判所に対し、提出された画像、動画のファクトチェックを行う委員会の設立を要請する；
6. 国際刑事裁判所に対し、発展途上国における法整備を支援するための南南協力や三角協力を推進するよう要請する；
7. ICCに対して、法整備が十分でない国に対して人材派遣をするよう促す；
8. 国際刑事裁判所に対し、ICCに関する捜査順序選定基準の明確化と公表とブロッキング規則の導入を要請する；
9. 国際刑事裁判所に対し、国際刑事検察機関との協力を強調する；
10. 国際刑事裁判所に対し、証人保護プログラムを要請する；
11. 国際刑事裁判所に対し、ASPの定期会合においてICCの活動評価を要請する；
12. 国際刑事裁判所に対し、サイバー攻撃に対する罪を規定するよう要請する；
13. ASPの定期会合で分担金の未払い状況の確認を行うことを要請する；
14. 国際刑事裁判所に対し、非締約国も事件に対して一時的な加入を奨励する；
15. ICCの運営資金の安定確保に向けて、締約国に対し、以下を要請する；
 - a. 各国の所得ごとに応じた分担金を納める；
 - b. 締約国間で国家グループを結成し、分担金納入に対する相互監視システムの構築；
 - c. 用途別に民間から資金を集める寄付フォーム開設；
16. ICCの判事の人権侵害の防止に向けて以下の制度の制定を要求する；

a. 判事への人権侵害が締約国会議臨時会合を開き、その会合で2／3の参加国で認められた場合、人権侵害を行っている国に対して警告や罰金を促す：